

軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書

石灰石や岩石等といった鉱物の採掘事業に関して、コンクリートや道路用資材の代替骨材として再生砕石が広く利用されるようになり、本県においては公共工事の縮小などによって生産量は最盛期の4割から6割近く減少する等、厳しい経営環境が続いている。

鉱物の採掘事業は、生産原価の高騰を製品価格に転嫁することが極めて困難な業態であり、これまでも徹底した採掘コストの縮小に努めてきた現場では、燃油価格の上昇が経営状態に悪影響を及ぼしかねない。

また、漁価安や燃油・資材価格の変動などにより漁業を取り巻く環境も総じて厳しい状況にある。

特に、本県の漁業にとって漁業コストに占める燃油費の割合が大きいため、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫することになる。

鉱物の採掘事業の用途に供する軽油及び農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇も含め、これ以上の負担増は、地域の雇用や社会基盤整備にも悪影響を及ぼし、さらには廃業へと追い込むことにつながりかねない。

よって、国におかれては、鉱物の採掘事業者の経営安定により、政府が進める震災復興や国土強靱化に不可欠な石灰石、岩石等の安定供給を確保するため、また、漁業経営の安定を維持し、豊かな食生活に欠くことのできない水産物の安定供給を確保するため、次の事項につき、燃油税制に係る措置の堅持を図られるよう強く要望する。

- 1 軽油引取税の免税措置を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内 閣 官 房 長 官

様